

(受付時、当局が
バーコード貼付)

発明特許申請書

(本申請書のフォームと順序、ゴシック文字を動かさないこと。 印の部分を入力してください。)

申請案番号 XXXXXXXXXX 事案内容：10000 事務所または申請人の案件番号：
XXXXXXXXXX

申請日：XX/XX/XX IPC 分類：

翻案は申請内容と合わせて審議する（事案内容：24704）。

一、発明名称：(中国語/英語)

二、申請人：(1名)

姓名または名称：(中国語/英語)(署名捺印) ID：

/ ()

指定 発送受取人

代表者：(中国語/英語)(署名捺印)

/ ()

住所または営業所在地：(中国語/英語)

国籍：(中国語/英語)

日本/Japan

三、発明人：(計3名)

姓名：(中国語/英語) ID：

(1) /



(2) /

(3) /

国籍：(中国語/英語)

(1)~(3) 日本/Japan

特許代理人：

姓名：1) 特許師  (捺印) ID：XXXXXXXXXXXX
2) 特許師  (捺印) ID：XXXXXXXXXXXX

証書記号：1) 台代字号第 XXXX 号 2) 台代字号第 XXXX 号

事務所住所：

電話番号：XX-XXXX-XXXX (内線 XXX)

E-MAIL：

四、声明事項

特許法第 22 条第 2 項 第 1 款または 第 2 款に指定した事実の発生日は 年 月 日であることを主張する。

特許法第 27 条第 1 項の国際優先権を主張する。

【受理国家(地区)、申請日、申請案番号の順に記載してください。】

1. 日本；XXXX/XX/XX；XXXX-XXXXXX
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

特許法第 29 条第 1 項の国内優先権を主張する。

【申請日、申請案番号の順に記載してください。】

特許法第 30 条の生物材料を主張する。

生物材料の委託保管が必要な場合：

国内生物材料 【委託保管機関、日付、番号の順に記載してください。】

国外生物材料 【委託保管国家、機関、日付、番号の順に記載してください。】

生物材料の委託保管が不要な場合：

その技術分野での通常の知識で得られる場合は、保管を依頼する必要はありません。

五、説明書のページ数および規定手数料

説明書：(XX) ページ、図式() ページ； 合計 (XX) ページ

規定手数料：NT \$ 2700.00 (二千七百台湾元)

発明特許申請書に英文の説明書がなく、はじめのページと摘要に英語の翻訳文をつけた場合、申請費は NT \$ 800 減額される。(発明特許の申請手数料は NT \$ 3,500.00 である。)

(実体審査の申請は、特許説明書と図式の合計が 50 ページ以下の場合、一回の手数料は NT \$ 8000[八千台湾元]である。50 ページを超えると 50 ページごとに NT \$ 500[五百台湾元]が加算される。50 ページ未満であっても、50 ページとして計算する。)

六、同封書類

- 1、説明書一式 3 部
- 2、必要図式一式 2 部 (図式 [] 図を含む)
- 3、申請権証明書 1 部 (創作人と申請人が同一人ではない場合)
- 4、委任書 1 部 (委任特許代理人または委託文書受取人)
- 5、外国語による説明書一式 2 部。
- 6、国際優先権を主張する証明書の正本と第一ページ (フロントページ) をコピーしたものの各 1 部、コピーした第一ページの訳文 2 部。(特許申請と同時に声明を出し、申請書には外国での申請日と申請案番号、受理国家名を記載する)
- 7、国内優先権を主張する先行申請案説明書と図式各 1 部(特許申請と同時に声明を出し、申請書には先行申請案の申請日と申請案番号を記載する)
- 8、申請案が国家の安全に影響する恐れがある場合、証明文書の正本 1 部。
- 9、特許法第 30 条の生物材料の委託保管の主張に関する申請案：
 国外保管機関が発行する委託保管証明書の正本 1 部。
 国内保管機関が発行する委託保管証明書の正本 1 部。
 その技術分野での通常の知識で得られる場合の証明書 1 部。
- 10、特許法第 22 条第 2 項 第 1 款または 第 2 款に指定した事実を主張する証明書 1 部。
- 11、生物材料生存証明書の正本 1 部
- 12、その他。